

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十三号

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条

例

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を削る。

第三条第一項第二号及び第二項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第三項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第二項及び第三項中「及び第四条」を削る。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。